

役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)の役員(理事及び監事)の選任に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。

- (1) 理事会が推薦する者 30名以内
- (2) 加盟都道府県ブロック連盟が互選により推薦する者 9名以内
- (3) 学識経験者 5名以内

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、定款に定める2名以上3名以内の範囲内で、理事会が総会に推薦するものとする。

第3章 役員定年制

(定年制)

第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が70歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし、第2条第3号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。

第5条 第3条第1号及び第2号により理事会及び加盟都道府県ブロック連盟が推薦した理事候補者が制限年齢を超えているときは、その者は、総会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。

第4章 雑則

(本規則の変更)

第6条 この規則の改廃は、理事会の承認を要する。

附則

この規則は、平成31年2月●2日から実施する。